

社会福祉法人精華町社会福祉協議会  
ふれあいサポート事業利用料減免実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人精華町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が、ふれあいサポート事業利用会員である低所得者に対して、利用料の減免を行うことにより安心して自立した生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 減免の対象者は、ふれあいサポート事業実施要綱第5条に定める利用会員で次に該当する者とする。

(1) 生活保護受給の者

(減免の額)

第3条 減免の額は、30分あたり150円とする。

(減免実施の申請)

第4条 減免実施を申請しようとする者は、ふれあいサポート事業利用料減免申請書（別記様式第1号）に次の書類を添付して本会会長に提出しなければならない。

(1) 第2条の対象者であることを証明する書類の写し

2 会長は、前項の規定による申請を受けた場合は、申請内容を審査の上、速やかに減免実施の適否を決定し、ふれあいサポート事業利用料減免実施決定通知書（別記様式第2号）又は、ふれあいサポート事業利用料減免実施却下通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 会長は、前項の規定に基づいて、利用料の減免実施を決定した場合、ふれあいサポート事業利用料減免管理台帳（別記様式第4号）に必要事項を記録するものとする。

(減免実施方法)

第5条 減免実施方法は、第3条の規定に基づき、利用会員は30分あたり350円を協力会員に支払いし、減免額30分あたり150円を本会から利用会員に後日返金処理する。

(減免実施の期間)

第6条 減免実施の期間は、減免実施決定日から利用会員の当該減免対象事由が消滅した日までとする。

(減免事由の消滅の申告)

第7条 減免を受けている利用会員は、当該減免の対象事由が消滅した場合には、速やかにふれあいサポート事業利用料減免事由消滅申告書(別記様式第5号)を本会会長に提出しなければならない。

(減免の取り消し)

第8条 本会会長は減免を取り消した場合は、速やかにふれあいサポート事業利用料減免取消通知書(別記様式第6号)により当該利用会員に通知するものとする。

(減免金額の返還)

第9条 会長は、偽りその他不正な手段により減免を受けた利用会員があるときは、減免金額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月4日から施行する。

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（福）精華町社会福祉協議会長 様

申請者氏名 印  
申請者住所  
申請者電話番号

ふれあいサポート事業利用料減免申請書

ふれあいサポート事業利用料減免実施要綱第4条第1項に基づき、下記のとおり利用料の減免を申請します。

対象者	氏名	
	住所	
	電話番号	
添付書類		

別記様式第2号（第4条関係）

精社協 発第 号  
年 月 日

（申請者）様

（福）精華町社会福祉協議会  
会長 印

ふれあいサポート事業利用料減免実施決定通知書

年 月 日付で申請のありましたふれあいサポート事業利用料減免申請につきまして、下記のとおり決定しましたので、通知いたします。

なお、利用料支払いの際は、この通知書（原本）を提示してください。

記

減免実施 決定日	
利 用 者	

別記様式第3号（第4条関係）

精社協 発第 号  
年 月 日

（ 申 請 者 ） 様

（福）精華町社会福祉協議会  
会長 印

ふれあいサポート事業利用料減免実施却下通知書

年 月 日付で申請のありましたふれあいサポート事業利用料減免申請につきまして、下記のとおり却下しましたので、通知いたします。

記

【却下理由】



別記様式第5号（第7条関係）

年 月 日

（福）精華町社会福祉協議会長 様

申告者氏名 印  
申告者住所  
申告者電話番号

ふれあいサポート事業利用料減免事由消滅申告書

ふれあいサポート事業利用料の減免を受けていましたが、下記のとおり減免事由が消滅しましたので、実施要綱第7条に基づき、申告します。

対象者	氏名	
	住所	
	電話番号	
消滅理由		

別記様式第6号（第8条関係）

精社協 発第 号  
年 月 日

（ 申 告 者 ） 様

（福）精華町社会福祉協議会  
会長 印

ふれあいサポート事業利用料減免取消通知書

年 月 日付で申告のありましたふれあいサポート事業利用料減免事由消滅申告につきまして、下記のとおり決定しましたので、通知いたします。

記

減免取消 年月日	
取消理由	